

自動車リサイクル法登録申請手続き案内〔1〕

～引取業者～

令和3年4月

さいたま市産業廃棄物指導課

目 次

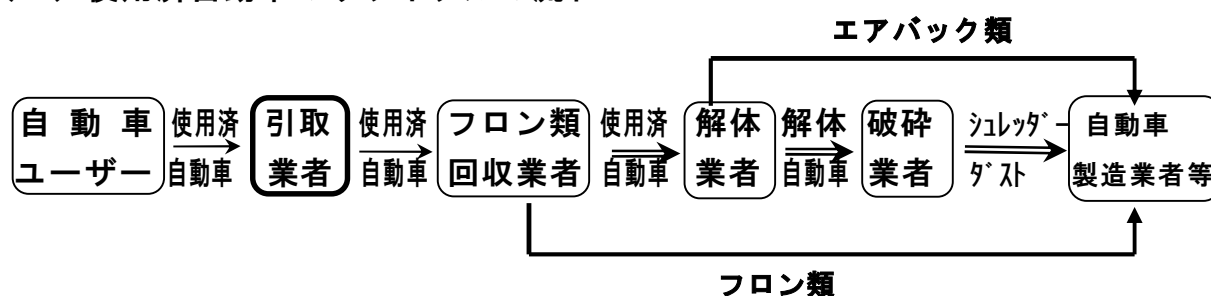
1	趣旨等	p. 1
2	登録申請方法等	p. 1
3	登録の新規（更新）申請	p. 2
4	登録事項の変更届出	p. 3
5	登録の更新	p. 4
6	廃業等の届出	p. 4
7	引取業者の義務等	p. 5～6
	引取業者登録申請書等の記入方法と記入例	p. 7～19

1 趣旨等

(1) 趣旨

「使用済自動車の再資源化等に関する法律」(以下「自動車リサイクル法」という。)の規定により、自動車所有者から使用済自動車を引取る事業者は、引取りを行う事業所が所在する都道府県知事等(さいたま市内の事業所で引取る場合には、さいたま市長)の登録を受ける必要があります。

(2) 使用済自動車のリサイクルの流れ



2 登録申請方法等

(1) 申請方法

① 受付時間

登録の新規(更新)申請は、予約制です。必ず事前に電話等で予約を行なってください。

② 申請先及び問い合わせ先

さいたま市産業廃棄物指導課(案内図 参照)

電話番号 048-829-1608(審査係 直通)

※ 登録申請書類については、郵送による受付を行っていませんので、必ず持参していただきますようお願いいたします。

※ **さいたま市内の事業所のみ**の受付となりますので、ご注意ください。

(2) 登録の有効期間

登録の有効期間は、**5年**です。

3 登録の新規（更新）申請

○ 申請書及び添付書類：正本1部、副本1部の計2部

	書類の内容
申請書	引取業者登録（登録の更新）申請書（様式第一）
添付書類1	申請者を確認する書類（該当するものを添付）
	ア 申請者が法人の場合→登記簿の謄本（履歴事項全部証明書） イ 申請者が個人の場合→住民票の写し （本籍（外国人にあっては国籍等）の記載があるもの） （マイナンバーの記載がないもの）
添付書類2	使用済自動車に搭載されているエアコンディショナー（以下、「カーエアコン」という。）に冷媒としてフロン類が含まれているかどうかを確認する体制を説明する書類（該当するものを添付）
	ア カーエアコンに冷媒としてフロン類が含まれているかどうかを確認するための方法（以下、残存フロン類の確認方法という。）を記載した書類。 →添付書類2-1に必要事項を記載し添付 イ カーエアコンの構造に関して十分な知見を有する者がカーエアコンに冷媒としてフロン類が含まれているかどうかを確認できる体制を有する。 →添付書類2-2に必要事項を記載し、資格証（自動車整備士、中古自動車査定士等）又は業界団体等が行う講習の受講修了証のいずれかの写しを添付
添付書類3	誓約書（申請者等が法に定める欠格要件に該当しない者であることを誓約する書面）
添付書類4	案内図（登録しようとする事業所の案内図）
添付書類5	引取業者登録等通知書（又は登録予定番号通知書）の写し （更新の場合のみ添付）
添付書類6	変更事項届出書（更新時に変更がある場合のみ添付）

- ※ 添付書類1は、書類提出時点で発行後3ヶ月以内の原本を添付してください。
 - ※ 添付書類1は、原本を提示することにより、その写しをもって原本に代えることができます。
 - ※ 添付書類2及び4は、事業所が複数ある場合、全ての事業所について添付してください。（事業所が3箇所ある場合には、それぞれ3枚になります。）
 - ※ 登録申請手数料は、新規申請5,500円、更新申請4,000円です。
（登録申請手数料は、**現金**で持参してください。また、釣銭が生じないようにご用意ください。）
- なお、申請書を受理した後に、申請者の都合により申請を取り下げの場合や市長が登録を拒否した場合、申請手数料は返却できません。
- ※ 申請者が未成年者の場合は、法定代理人の住民票の写し等を添付してください。

4 登録事項の変更届出

- 登録事項に表の変更内容のような変更が生じた場合は、**変更後30日以内**に変更届出書を提出してください。
- 必要書類：**正本1部、副本1部の計2部**

		変更内容							
		法人の名称又は住所の変更	個人の名前又は住所の変更	役員（代表者、執行役員、取締役）の変更	事業所の追加	事業所の名称又は住所の変更	事業所の閉鎖（複数ある場合）	フロン類の有無を確認する体制の変更	
必要書類	届出書	様式第二	○	○	○	○	○	○	○
	添付書類1	(法人の場合) 登録簿の謄本(履歴事項全部証明書)	○		○				
		(個人の場合) 住民票の写し (本籍(外国人にあっては国籍等)の記載があるもの、マイナンバーの記載がないもの)		○					
	添付書類2	(2-1) 残存フロン類の確認方法を記載した書類				○(※)			○(※)
		(2-2) 自動車整備士、中古自動車査定士、講習の受講修了証等のいずれかの写し				○(※)			○(※)
	添付書類3	誓約書	○	○	○	○	○	○	○
	添付書類4	案内図(事業所)				○	○(※)		
	添付書類5	引取業者登録等通知書の写し (又は、登録予定番号通知書の写し)	○	○	○	○	○	○	○
備考					を(※)添付してください。どちらか一方	書(※)名称変更のみの場合は、添付書類4は不要です。		を(※)添付してください。変更後のものを	

※ 添付書類1は、書類提出時点で発行後3ヶ月以内の原本を添付してください。

※ 添付書類1は、原本を提示することにより、その写しをもって原本に代えることができます。

※ 添付書類2及び4は、変更(追加)する全ての事業所について添付してください。

※ 変更届出書の提出に、手数料は必要ありません。

※ 変更届出書は郵送でも受け付けます。副本返却用の封筒を必ず同封してください。

5 登録の更新

- 引取業者が、登録有効期間満了日以降も引き続き引取業を行おうとする場合には、**登録有効期間満了日前に**、登録の更新申請をすることが必要です。
 - ※ 登録有効期間満了日以後の申請となった場合には、新規申請となります。(この場合、登録有効期間満了日から再度登録となる日までの間は、引取業を行うことができませんので、ご注意ください。)
 - ※ 更新の申請書の様式や必要な添付書類については、「3 登録の新規(更新)申請」(2ページ)を参照してください。

6 廃業等の届出

- 登録業者は下表の左欄の事項に該当した場合は、その日から**30日以内**に廃業等届出書を提出してください。
- 廃業等届出書(規則様式第4号)及び添付書類(下表のうち、該当するもの)を、**正本1部、副本1部の計2部**提出してください。

該当事項	届出者	添付書類
個人の事業主が死亡した場合	相続人	死亡したことが分かる書類及び相続人であることが分かる書類
法人が合併により消滅した場合	代表する役員であった者	登記簿の謄本
法人が破産により解散した場合	破産管財人	破産管財人の印鑑登録証明書及び破産管財人であることが分かる書類
法人が合併及び破産以外の理由により解散した場合	精算人	精算人の印鑑登録証明書及び精算人であることが分かる書類
引取業を廃止した場合	法人→代表する役員 個人→本人	

- ※ 廃業等届出書の提出に手数料は必要ありません。
- ※ 登記簿の謄本、印鑑登録証明書等は、**書類提出時点で発行後3ヶ月以内の原本**を添付してください。なお、原本を提示することにより、その写しをもって原本に代えることができます。副本は、写しでも結構です。
- ※ 個人の事業主が死亡し、その相続人が引取業を行う場合には、相続人が新たに登録をする必要があります。

7 引取業者の義務等

(1) 引取義務

自動車所有者から使用済自動車の引取りを求められた場合は、正当な理由がある場合を除き、使用済自動車を引取らなければなりません。

○ 正当な理由

ア) 天災その他やむを得ない事由による場合

(例 事業所が天災等により被害を受け、引取りが物理的に困難な場合)

イ) 使用済自動車に異物が混入している場合

(例 ゴミが詰められている場合)

ウ) 使用済自動車の引取りにより、使用済自動車の適切な保管に支障が生じる場合

(例 大量の一括持ち込みの要請がある場合)

エ) 使用済自動車の引取りの条件が通常取引の条件と著しく異なるものである場合

(例 使用済自動車の引取りの際の車両本体引取価格や運搬その他の条件が一般的な商慣行と著しく異なるものである場合)

オ) 使用済自動車の引取りが法令の規定又は公の秩序若しくは善良の風俗に反するものである場合

(例 盗難車と分かっている、引取りを要請される場合)

(2) リサイクル料金の確認

使用済自動車の引取りの際にはリサイクル料金が資金管理人((財)自動車リサイクル促進センター)に預託されている旨の確認が必要です。預託がされていない場合は、引取業者がリサイクル料金等の収受を行ってください。

(3) 引取証明書の交付義務

使用済自動車の引取りを行ったときは、最終所有者に引取りの書面(引取証明書)を交付しなければなりません。

(4) 引渡義務

使用済自動車を引取ったときは、速やかに、フロン類が充填されたカーエアコンの搭載の有無を確認し、搭載されている場合はフロン類回収業者へ、搭載されていない場合は解体業者へ引渡さなければなりません。

(5) 報告義務

電子マニフェスト制度を利用して、使用済自動車の引取り・引渡しから3日以内に(財)自動車リサイクル促進センターに引取・引渡実施報告を行わなければなりません。

(6) 標識の掲示義務

引取業者は、事業所ごとに、公衆の見やすい場所に、引取業者であること、氏名又は名称、登録番号を記載した標識を掲げなければなりません。
(標識サイズ：縦、横20cm以上の大きさのものとする。)

(7) 廃棄物処理法との関係について

使用済自動車を自ら運搬する場合には、廃棄物処理法の収集運搬業の許可は不要です。ただし、運搬にあたっては、廃棄物処理法の廃棄物処理基準に従う必要があります。

なお、他の事業者が扱った使用済自動車の運搬を受託する場合には、廃棄物処理法の収集運搬業の許可が必要になります。

引取業者登録申請書等の記載方法と記載例

★登録申請書「様式第一（第四十六条関係）」の記載方法

- ① 申請の種類が「登録」の場合は、タイトルの「登録の更新」及び本文の「(登録の更新)」を二重線で消してください。また、申請の種類が「登録の更新」の場合は、タイトルの「登録」及び本文の「登録」を二重線で消してください。
- ② 「※登録番号」及び「※登録年月日」の欄には、**新規の登録申請の場合は記入しない**でください。(登録完了後、さいたま市が記入します。)
- ③ 申請書を提出する年月日、申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の役職と氏名を記入してください。
- ④ 「役員の氏名」の欄には、申請者が法人である場合にのみ、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者を記入してください。
- ⑤ 「法定代理人の氏名及び住所」の欄には、申請者が個人でかつ未成年者である場合にのみ記入してください。
- ⑥ 「事業所の名称及び所在地」の欄には、個人の場合は事業所名(ない場合は氏名)及び住所と電話番号を記入してください(自宅と同じ場合も記入してください)。
法人の場合は事業所の名称と所在地を記入してください(申請者の名称及び住所と同じ場合も記入してください)。
事業所が複数ある場合には、「事業所の名称及び所在地」以降の欄を繰り返し設け、事業所ごとに記入してください。
- ⑦ 「使用済自動車に搭載されているエアコンディショナーに冷媒としてフロン類が含まれているかどうかを確認する体制」の欄は、下表の左欄のうちから該当する体制を選び、その右欄の内容の数字(1又は2)を○(まる)で囲んでください。

申請者が有している体制	数字を○(まる)で囲む内容
残存フロン類の確認方法を記載した書類を有する場合。	1 カーエアコンに冷媒としてフロン類が含まれているかどうかを確認するための方法を記載した書類を有しています。(添付書類2-1)
カーエアコンの構造に関して十分な知見を有する者がカーエアコンに冷媒としてフロン類が含まれているかどうかを確認できる体制を有する場合。	2 カーエアコンの構造に関して十分な知見を有する者がカーエアコンに冷媒としてフロン類が含まれているかどうかを確認できる体制を有しています(添付書類2-2)

★記載例リスト

申請書(様式第一)《新規申請で申請者が法人の場合の記載例》	p. 9
申請書(様式第一)《新規申請で申請者が個人の場合の記載例》	p.11
申請書(様式第一)《更新申請で申請者が法人の場合の記載例》	p.13
添付書類 2 - 1 《記載例》	p.15
添付書類 2 - 2《記載例》	p.16
添付書類 3 《申請者が法人の場合の記載例》	p.17
添付書類 3 《申請者が個人の場合の記載例》	p.18
添付書類 6 《記載例》	p.19

★登録のための要件

自動車リサイクル法の引取業者の登録を受けるにあたっては、申請者が次に示す欠格要件に該当していないこと、及び申請に係る事業所ごとに使用済自動車に搭載されているエアコンディショナーに冷媒としてフロン類が含まれているかどうかを確認する体制を有していることが必要です。

また、申請書や添付書類に虚偽の記載があったり、重要な事実の記載が欠けていたりする場合についても登録を受けられません。

欠 格 要 件

1	心身の故障によりその業務を適切に行うことができない者として主務省令で定める者又は破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
2	自動車リサイクル法、フロン類法若しくは廃棄物処理法又はこれらの法律に基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
3	登録を取り消され、その処分のあった日から2年を経過しない者
4	登録を取り消された法人において、その処分日の前30日以内に役員であった者であり、かつ、その処分日から2年を経過しないもの
5	事業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者
6	未成年者でその法定代理人が上記各号のいずれかに該当するもの
7	法人でその役員(※)のうちに上記1～5のいずれかに該当する者があるもの

※ 役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。

《新規申請で申請者が法人の場合の記載例》

引取業者 登録申請書
登録の更新

「登録の更新」を消す

新規登録は記入しない

※登録番号	
※登録年月日	

申請する日付を記入 → 令和 3 年 4 月 1 日

さいたま市長 様

(郵便番号) 1 2 3 - 4 5 6 7
 住 所 ★★県霞ヶ関市日本8-9-10
 氏 名 使用済自動車引取株式会社
 代表取締役 引取 五郎
 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名)
 電話番号 1 2 3 - 4 5 6 - 7 8 9 0

「登録の更新」を消す

使用済自動車の再資源化等に関する法律第43条第1項の規定により、必要な書類を添えて引取業者の登録(登録の更新)を申請します。

役員の名（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者。法人である場合に記入すること。）

(ふりがな) 氏 名	役職名
ひきとり ごろう 引取 五郎	代表取締役
ひきとり いちろう 引取 一郎	取締役
ひきわたし さぶろう 引渡 三郎	監査役

法定代理人の氏名及び住所（未成年者であり、かつ、その法定代理人が個人である場合に記入すること。）

(ふりがな) 氏 名	該当がない場合は、「該当なし」と記入
住 所	(郵便番号)
	電話番号

法定代理人の名称及び住所並びにその代表者の氏名（未成年者であり、かつ、その法定代理人が法人である場合に記入すること。）

名 称	該当がない場合は、「該当なし」と記入
(ふりがな) 代表者 の氏名	
住 所	(郵便番号) 電話番号

法定代理人の役員の氏名（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者。未成年者であり、かつ、その法定代理人が法人である場合に記入すること。）

(ふりがな) 氏 名	役職名

事業所の名称及び所在地

名 称	使用済自動車引取株式会社 さいたま事業所
所在地	(郵便番号) 098-7654 埼玉県さいたま市浦和区浦和3-2-1 電話番号 048-000-0000

使用済自動車に搭載されているエアコンディショナーに冷媒としてフロン類が含まれているかどうかを確認する体制

- 1 カーエアコンに冷媒としてフロン類が含まれているかどうかを確認するための方法を記載した書類を有しています。(添付書類2-1)
- ② カーエアコンの構造に関して十分な知見を有する者がカーエアコンに冷媒としてフロン類が含まれているかどうかを確認できる体制を有しています。(添付書類2-2)

- 備考
- 1 ※印の欄は、更新の場合に記入すること。
 - 2 事業所が複数ある場合には、「事業所の名称及び所在地」以降の欄を繰り返し設け、事業所ごとに記載すること。ただし、「使用済自動車に搭載されているエアコンディショナーに冷媒としてフロン類が含まれているかどうかを確認する体制」の欄については、まとめて記載することも可能とする。
 - 3 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

該当する内容の数字（1又は2）のどちらかを○（まる）で囲んでください。

引取業者 登 録 申 請 書
登録の更新

「登録の更新」を消す →

新規登録は記入しない

※登録番号	
※登録年月日	令和 3 年 4 月 1 日

申請する日付を記入 →

さいたま市長 様

(郵便番号) 1 2 3 - 4 5 6 7
 住 所 ★★県霞ヶ関市日本8-9-11
 氏 名 引取 五郎
 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
 電話番号 1 2 3 - 4 5 6 - 7 8 9 0

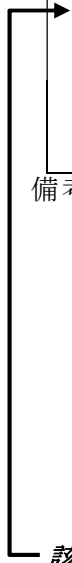
「登録の更新」を消す

使用済自動車の再資源化等に関する法律第43条第1項の規定により、必要な書類を添えて引取業者の登録(登録の更新)を申請します。

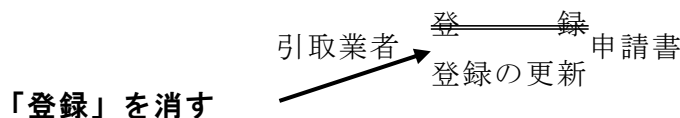
役員の氏名（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者。法人である場合に記入すること。）	
(ふりがな) 氏 名 ひきとり ごろう 引取 五郎	役職名
法定代理人の氏名及び住所（未成年者であり、かつ、その法定代理人が個人である場合に記入すること。）	
(ふりがな) 氏 名	該当がない場合は、「該当なし」と記入
住 所	(郵便番号)
電話番号	

法定代理人の名称及び住所並びにその代表者の氏名（未成年者であり、かつ、その法定代理人が法人である場合に記入すること。）	
名 称	該当がない場合は、「該当なし」と記入
(ふりがな) 代表者の氏名	
住 所	(郵便番号) 電話番号
法定代理人の役員の氏名（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者。未成年者であり、かつ、その法定代理人が法人である場合に記入すること。）	
(ふりがな) 氏 名	役職名
事業所の名称及び所在地	
名 称	あおぞら商会 さいたま事業所
所在地	(郵便番号) 098-7654 埼玉県さいたま市浦和区浦和3-2-11 電話番号 048-000-0000
使用済自動車に搭載されているエアコンディショナーに冷媒としてフロン類が含まれているかどうかを確認する体制	
<p>① カーエアコンに冷媒としてフロン類が含まれているかどうかを確認するための方法を記載した書類を有しています。(添付書類2-1)</p> <p>2 カーエアコンの構造に関して十分な知見を有する者がカーエアコンに冷媒としてフロン類が含まれているかどうかを確認できる体制を有しています。(添付書類2-2)</p>	

- 備考
- ※印の欄は、更新の場合に記入すること。
 - 事業所が複数ある場合には、「事業所の名称及び所在地」以降の欄を繰り返し設け、事業所ごとに記載すること。ただし、「使用済自動車に搭載されているエアコンディショナーに冷媒としてフロン類が含まれているかどうかを確認する体制」の欄については、まとめて記載することも可能とする。
 - 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。



該当する内容の数字（1又は2）のどちらかを○（まる）で囲んでください。



※登録番号	2101100000〇
※登録年月日	平成24年6月3日

申請する日付を記入 → 令和 3 年 4 月 1 日

さいたま市長 様

(郵便番号) 1 2 3 - 4 5 6 7
 住 所 ★★県霞ヶ関市日本8-9-10
 氏 名 使用済自動車引取株式会社
 代表取締役 引取 五郎
 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
 電話番号 1 2 3 - 4 5 6 - 7 8 9 0

「登録」を消す

使用済自動車の再資源化等に関する法律第43条第1項の規定により、必要な書類を添えて引取業者の登録（登録の更新）を申請します。

役員 <small>の氏名（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者。法人である場合に記入すること。）</small>	
(ふりがな) 氏 名	役職名
ひきとり ごろう 引取 五郎 ひきとり いちろう 引取 一郎 ひきわたし さぶろう 引渡 三郎	代表取締役 取締役 監査役
法定代理人 <small>の氏名及び住所（未成年者であり、かつ、その法定代理人が個人である場合に記入すること。）</small>	
(ふりがな) 氏 名	該当がない場合は、「該当なし」と記入
住 所	(郵便番号)
電話番号	

法定代理人の名称及び住所並びにその代表者の氏名（未成年者であり、かつ、その法定代理人が法人である場合に記入すること。）	
名 称	該当がない場合は、「該当なし」と記入
(ふりがな) 代表者の氏名	
住 所	(郵便番号) 電話番号
法定代理人の役員の氏名（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者。未成年者であり、かつ、その法定代理人が法人である場合に記入すること。）	
(ふりがな) 氏 名	役職名
事業所の名称及び所在地	
名 称	使用済自動車引取株式会社 さいたま事業所
所在地	(郵便番号) 098-7654 埼玉県さいたま市浦和区浦和3-2-11 電話番号 048-000-0000
使用済自動車に搭載されているエアコンディショナーに冷媒としてフロン類が含まれているかどうかを確認する体制	
<p>1 カーエアコンに冷媒としてフロン類が含まれているかどうかを確認するための方法を記載した書類を有しています。(添付書類2-1)</p> <p>2 カーエアコンの構造に関して十分な知見を有する者がカーエアコンに冷媒としてフロン類が含まれているかどうかを確認できる体制を有しています。(添付書類2-2)</p>	

- 備考
- ※印の欄は、更新の場合に記入すること。
 - 事業所が複数ある場合には、「事業所の名称及び所在地」以降の欄を繰り返し設け、事業所ごとに記載すること。ただし、「使用済自動車に搭載されているエアコンディショナーに冷媒としてフロン類が含まれているかどうかを確認する体制」の欄については、まとめて記載することも可能とする。
 - 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

→ 該当する内容の数字（1又は2）のどちらかを○（まる）で囲んでください。

（添付書類 2 - 1） 《記載例》

残存フロン類の確認方法

事業所名称	使用済自動車引取株式会社 さいたま事業所
-------	----------------------

自動車リサイクル法第43条第1項第5号の規定に基づき、引取った使用済自動車のカーエアコンに冷媒としてフロン類が含まれているか否かを確認する体制として当該書類を事業所に備え、以下の方法により確認することとしています。

■ エアコンシステム装着の有無を確認

ボンネットを開け、エンジンルーム内にコンプレッサ等エアコンシステム部品の装着の有無を確認する。

装着



フロン類が**含まれている**と判断する

非装着



フロン類は**含まれていない**と判断する

■ 車両の前方部が事故等で破損している場合の確認

エアコンシステム装着の有無を確認（上記同様）



（装着）

- コンデンサが破損（穴や裂傷）していない
- エアコン配管、ホースが破損（穴や裂傷）していない



フロン類が**含まれている**と判断する



- 破損している
- 破損している

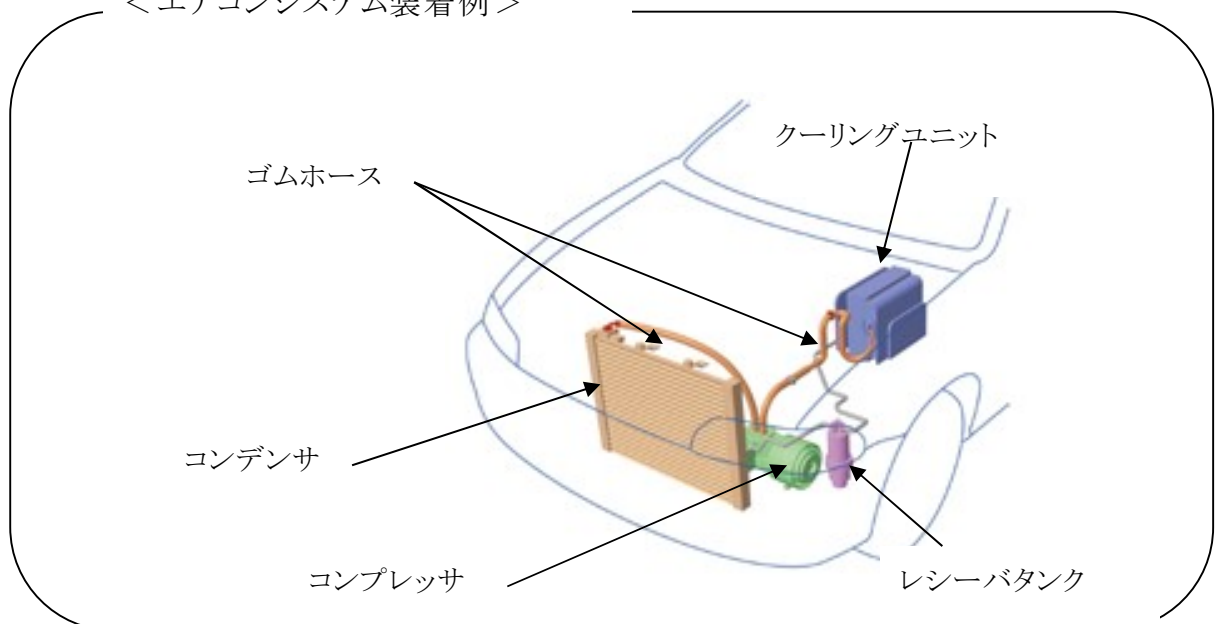


フロン類は**含まれていない**と判断する

■ 必要に応じて、以下により確認

- 使用済自動車の引取り時に、使用者にカーエアコンの効きについて質問する。
- 実際にカーエアコンを作動させて、効き具合、コンプレッサの作動、サイトグラスがある場合冷媒の流れを確認する。

< エアコンシステム装着例 >



(添付書類 2 - 2) 《記載例》

カーエアコンの構造に関して十分な知見を有する者がカーエアコンに冷媒としてフロン類が含まれているかどうかを確認できることを示す書類

1 氏 名	引取 次郎
2 事業所名称	あおぞら照会
3 資格の名称	自動車整備士
4 資格証等、講習の受講修了証等の写し (写しを添付してください。)	<div style="border: 1px solid black; padding: 10px; text-align: center;"><p>(資格証等、講習の受講修了証等の例)</p><p>ア. 自動車整備士</p><p>イ. 中古自動車査定士</p><p>ウ. 業界団体等が行う講習</p></div>

(添付書類 3) 《申請者が法人の場合の記載例》

誓 約 書

申請する日付を記入 → 令和 3 年 4 月 1 日

(宛先) さいたま市長

申請者、法定代理人及び役員*については、使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成14年法律第87号。以下「法」という。）第45条第1項に規定する以下の各号のいずれにも該当しないことを誓約します。

根拠条文		欠格事項
法第45条 第1項	第1号	○心身の故障によりその業務を適切に行うことができない者として主務省令で定める者又は破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
	第2号	○この法律、フロン類法若しくは廃棄物処理法又はこれらの法律に基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
	第3号	○法第51条第1項の規定により登録を取り消され、その処分のあった日から2年を経過しない者
	第4号	○引取業者で法人であるものが法第51条第1項の規定により登録を取り消された場合において、その処分のあった日前30日以内にその引取業者の役員*であった者でその処分のあった日から2年を経過しないもの
	第5号	○法第51条第1項の規定により事業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者
	第6号	○引取業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人（法定代理人が法人である場合においては、その役員*を含む。）が前各号のいずれかに該当するもの
	第7号	○法人でその役員*のうちに第1号から第5号までのいずれかに該当する者があるもの

誓約者

住 所 **★★県霞ヶ関市日本8-9-10**
氏 名 **使用済自動車引取株式会社**
代表取締役 引取 五郎

（法人にあつては名称及び代表者の氏名）

※ 役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。

(添付書類3)《申請者が個人の場合の記載例》

誓約書

申請する日付を記入————→令和3年4月1日

(宛先) さいたま市長

申請者、法定代理人及び役員*については、使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成14年法律第87号。以下「法」という。）第45条第1項に規定する以下の各号のいずれにも該当しないことを誓約します。

根拠条文		欠格事項
法第45条 第1項	第1号	○心身の故障によりその業務を適切に行うことができない者として主務省令で定める者又は破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
	第2号	○この法律、フロン類法若しくは廃棄物処理法又はこれらの法律に基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
	第3号	○法第51条第1項の規定により登録を取り消され、その処分の日から2年を経過しない者
	第4号	○引取業者で法人であるものが法第51条第1項の規定により登録を取り消された場合において、その処分の日前30日以内にその引取業者の役員*であった者でその処分の日から2年を経過しないもの
	第5号	○法第51条第1項の規定により事業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者
	第6号	○引取業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人（法定代理人が法人である場合においては、その役員*を含む。）が前各号のいずれかに該当するもの
	第7号	○法人でその役員*のうちに第1号から第5号までのいずれかに該当する者があるもの

誓約者

住 所 埼玉県さいたま市桜区道場7-8

氏 名 引取 五郎

(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

※ 役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。

(添付書類6)《記載例》

引取業・フロン類回収業

変更事項届出書（登録更新申請の場合のみ添付可）

申請する日付を記入 → 令和 3 年 4 月 1 日

さいたま市長 様

申請者

住 所 ★★県霞ヶ関市日本 8-9-10

氏 名 使用済自動車引取株式会社

(代表者名) 引取 五郎

(法人にあっては名称及び代表者の氏名)

事業範囲に軽微な変更があった場合は、変更の届出をしなければなりません。下記事項について、届出書の提出漏れがありましたので、登録更新申請にあたり本紙をもって届出いたします。

なお、今後は下記の各項目に変更があった場合は、遅滞なく届出いたします。

記

該当に○	変更事項
	氏名又は名称及び住所
	法人の代表者
	事業所の名称及び所在地
○	役員等、政令使用人、法定代理人
	事業の用に供する施設の概要
	その他 ()

案内図

